

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月13日

南陽市長 白岩孝



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

吉野地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月8日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	1経営体
個人	8経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状況にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

地域の農地所有者は、農地を農地中間管理機構による貸付けについて検討する。

また、機構が借受ける農地については、形状や作業道の状況により区画整備を要望するなどして借り手が耕作しやすくなるよう機構へ働きかける。

6 地域農業の将来のあり方

吉野地区は、小規模な土地利用型農業が主体となっており、一部では畜産との複合経営が行われている。

地域では、後継者の育成・確保が大きな課題となっており、中心経営体への農地集積による農作業の効率化や、地域で特産物の発掘・開発による地域おこしと6次産業化等により、後継者の確保を図る。